

令和2年度第2回（令和2年12月18日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

1 出席者

運営協議会委員（15名）

【会長】学識経験者：雪嶋会長

【副会長】学識経験者：三浦副会長

【副会長】社会教育委員：中村副会長

【公募委員】酒井委員、篠塚委員、則竹委員、増子委員

【区内の社会教育委員】石橋委員

【障害者団体から推薦を得た者】今井委員

【図書館関係団体から推薦を得た者】尾下委員

【区内学校職員】宇山委員

【中央図書館長】図書館職員：中山中央図書館長

【図書館側委員】図書館職員：梶資料係長、内村利用者サービス係長、  
鈴木こども図書館長

図書館事務局（3名）

【事務局】図書館職員：萬谷管理係長、関口主査、管理係大場

2 場所 中央図書館 4階会議室

3 議事内容

協議事項

(1) 感染症対策と区立図書館サービスのあり方について

会長 それでは時間になりましたので、令和2年度第2回の新宿図書館運営協議会を開催いたします。新宿も大変な事態になってます。東京都全体で、昨日822人の感染者が出てるということで、このコロナ禍の中、皆さんに集まっていただきまして、大変ありがとうございます。

今日は糸賀委員と成瀬委員から欠席の届出がありましたが、過半数の委員が出席されておりますので、この会議は成立をしております。傍聴されてる方がいらっしゃいますので、よろしくお願いいたします。それでは本日の資料の説明を事務局からお願いします。

事務局 資料の確認の前に、このコロナ禍の中、ご出席いただきありがとうございました。お送りしました資料にも記載しましたが、今回オンラインと対面のハイブリッドで協議会ができないかを検討しましたが、機器を取りそろえることができず、対面の会議となりました。次回はハイブリッドでできるよう、再度調整したいと考えております。

それでは、配布資料の確認をいたします。お送りした資料は、次第と、「感染症対策と区立図書館サービスのあり方」、「23区のサービス提供状況」（資料1）。「電子図書館等の状況について」（資料2）の3種類です。

他に机上配布として、「電子書籍貸出サービス調査報告2019」がありますが、2枚目にA4で「電子書籍導入区の実績」が綴じてあります。

資料の確認は以上になりますが、不足等ありましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

それから、前回、回答が保留となっております、コロナ休館中のデイジーの郵送についてご報告します。戸山図書館に確認したところ、視覚障害者への資料は休止せず、必要な方へお送りしていたとのことでした。以上になります。

会長 それでは本日の議題は1本で、「感染症対策と図書館サービスのあり方」となります。まず、感染症対策について、新宿区立図書館がどのようなサービスを行っているのか、行ってきたのかということの説明をお願いいたします。

事務局 では事務局から、「感染症対策と区立図書館サービスのあり方」という資料を使って、ご説明させていただきます。

前回第1回の、令和2年10月8日の意見をまとめたものが左側、右側が今回検討したい内容として資料をまとめさせていただきました。前回、図書館がこれまで行った対策については説明させていただきまして、「時節に合った対応ができている」ですとか、「図書館利用の安心、安全につながっている」というような意見をいただきました。

次に課題と思われる点を幾つか挙げていただきましたが、そのうち、広報の仕方が課題というものと、新しい日常を踏まえた対策の具体化という、ちょっと太枠にした所ですね。こちらについて、もう少し掘り下げたほうがよいと考えました。

また、前回のご意見の中で、「コロナありきの検討はいかがなものか」との発言もありましたが、やはり電子書籍については今後また休業要請が出された場合や、BCP といふか、事業継続計画的な考え方を整理しておいたほうがいいのかなど考えておりました。それで今回、広報の仕方、新しい日常、電子書籍の3点を取り上げて、ご議論いただければと思います。

区全体でもこのコロナ禍の状況では、新しい日常を踏まえたサービスを考えるということになっております。図書館においてもサービスのあり方を再検討していく際に、皆さまから利用者の立場としてご意見を伺い、今後、区の総合的な判断材料としていきたいと考えております。その中で、国や都の警戒レベルに応じて、どのようにサービス提供をしていくことが望ましいのか、区民の期待に応えるサービスとは、というような視点で考えてみる必要があると思っています。

ちなみにこの間、安全のために休館してほしいとか、逆に早く再開をしてほしいというご意見もありましたけれども、直接サービスに関する具体的な要望というのはなかったんですね。ですので、区民の委員がいらっしゃるこの協議会でご意見を伺えればと考えております。

考え方の一覧として、開館時間をどうしたらいいのかとか、利用制限をどうしたらいいのか、それから資料の扱い、例えば予約した物を郵送貸出するとか、行事の方法も Web やホームページを活用したオンラインイベントなど、どの程度皆さんが望まれているのかを知りたいなと思っています。

この休館などの状況のときに、23区はどのような状況だったかを調べたものが、次の資料の「23区のサービス提供状況」になります。この「23区のサービス提供状況の一覧」は、7月15日に都立中央図書館が23区にアンケートを行った集計結果から、私のほうでこの項目別に仕分けしました。

この表の見方としては、例えば利用登録ですが、利用登録は一部サービスを休館した期間でも、提供した自治体は12区ありました。この間、新宿は新規の利用登録は行いませんでした。次に休館中に提供した自治体数なんですけれども、1区ありまして、これは Web で利用登録を受け付けた自治体になります。新宿は4月11日から5月31日まで休館したのですが、この間は受け付けておりません。6月1日にサービス再開しましたが、サービス再開直後に提供した自治体数は14区、利用登録がすぐできるようにしました。新宿もサービス再開後には、すぐに利用登録ができるようにしましたというような、表の見方になります。

先ほどの検討材料の一つとして考えていただければなというもので、項目は3番と4番の郵送貸出だったり、23番のホームページにて動画配信。これはどこの自治体でも行っていませんでしたが、新宿は再開した直後に行いました。33番の入館時間の制限ですとか、入館の入れ替え制の実施ですとか、開館時間の短縮をした自治体などを検討材料の参考にいただければと思います。

ここで最初の資料に戻っていただきまして、令和3年度の予算要求のところでは、自動水

洗化工事、水道をひねらずに水が出るようにして、感染症を対策する工事を行おうと考えている自治体は 23 区の中で 2 区あります。それから書籍消毒器を入れようと考えている所が 10 区、その他飛沫対策、パネル購入などを考えているのが 3 区、それから座席管理システムを入れるというのが 1 区の予定だそうです。

次に広報の工夫なんですけれども、新宿の場合、休館するときの広報は、急きょだったのでできませんでした。その後、入館制限については 6 月 25 日号、入館制限の緩和は 10 月 15 日号で行いました。それと同じ日にホームページであるとか、館内屋外掲示、それからカウンターでのチラシ配布などを行いました。今後は SNS などを活用した方法が求められているのかなど、ご意見として伺えればと思います。

次に図書館が長期にわたり、休館を余儀なくされた場合の対応については、やはり電子図書館がメインになるかと思っております。現在の状況については、資料係長から説明いたします。

資料係長 電子図書館等の状況について、資料 2 からご説明させていただきます。なお、令和 3 年度電子書籍の予算要求の予定と書かれておりますが、電子書籍の予算要求の内訳は分からないところがあります。例えば調査費用であるとかそういったものも含まれているのかもしれないし、何分これ以上のことはご説明はできないところなので、予算についてはご了承ください。

資料 2 の電子図書館等の状況についてというところから、ご説明申し上げます。

こちらには現状での全国での出版流通の状況、全国の公共図書館の電子図書館に対する現状、国の動向、あるいは 23 区や新宿区の考え方を、簡単にではありますが、ご説明させていただきます。

出版流通の近況ということでございますが、こちらは一般の市場であり、電子書籍について、公共図書館向け、個人向けなどに分けてない数値となります。1996 年から 2019 年までに、紙の市場自体は 3 割減ったと。その代わり電子出版市場がこれだけ増えたというグラフです。

ざっとイメージで把握していただいたところで、その電子出版市場というものの中身として、右側に円グラフがございます。これはほぼ個人向けが多いわけですが、多くは電子コミックが占めていて、コミック以外のものは 1 割程度というところです。

2 番の図書館の現状はどうかというところで、幾つか表が載っておりますが、これは全部、『電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告 2019』というものをベースにしております。まず (1) 電子図書館サービスですが、公共図書館における電子図書館サービスといったとき、どのようなものを全国でやってるかの表となります。一番多いのはデータベースの提供サービスで、これは図書館内でパソコンなりタブレットで、契約した新聞や過去のデータベースを見ることができるといったものとなります。表の右に丸が付いているサービスは新宿でも実施しております。

それ以外では、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービス。これはいわゆる納本制度により国会図書館では全国の書籍を集めているところです。戦前のもも含め、著作権の切れたものをデジタル化してホームページで公開しております。一部、著作権処理ができていない資料は公共図書館の中でだけ見ることができるのですが、このサービスは新宿区でも実施しています。いわゆる電子図書館サービスといったとき、これらを含めいろいろあるという表でございます。

次に(2)電子書籍貸出サービスについて、五つの表を載せております。右上の電子書籍貸出サービスの実施状況という表をご覧ください。一般的な電子書籍の貸出を「実施」または「予定がある」というところを合わせますと、11.4パーセントとなっています。ただ、このデータ自体が2019年11月現在のデータですので、コロナ禍以前の状況のものであることをご了承ください。

次に電子書籍貸出サービスの想定する利用者層については、上位3回答が載せてあります。公共図書館で想定している利用者層ということで、1位が「図書館利用に障害がある方」、2番目が「非来館者」ということになっています。

実際に公共図書館で導入するにあたり、メリットとデメリットについてはどういうふうに分かっているかというところがその右側の表です。メリットの1位は「図書館に来館しなくても、電子書籍が借りられる機能」、続いて、読み上げ機能、他、文字拡大機能が挙げられています。デメリットや懸念については、電子書籍貸出サービスで提供されるコンテンツに対する懸念のうち、「タイトル数が少ない」というのが断トツで9割です。「提供されている電子書籍のコンテンツのタイトル数が少ない」、「新刊のコンテンツが提供されにくい」は同率で1位です。

実際にタイトルや新刊が少ないというのがどういう状況かというところで、お手元の資料を一枚めくっていただきまして、A4の縦の資料がございますか？ タイトルが「電子書籍貸出サービス各自治体の想定課題等」、こちらは参考資料となります。

1番の電流協アンケート。電流協アンケートというのは、先ほどの表が掲載されている「電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告2019」を縮めて、電流協アンケートと呼ばせていただいています。こちらに懸念項目があるということで、左の項目、「電子書籍コンテンツがタイトル数が少ない」、あるいは「新刊のコンテンツが少ない」と、実際のところはどういうものかということで、右側の説明等の欄を見ただけですででしょうか。

このアンケートの本には実際に電子書籍を導入した後の図書館の感想というページで、別に記載があります。要するに使ってみた実際の意見ということで、その下、「提供が期待されるジャンル」といった設問になります。一番期待されている1位は「文学」が記載されているんですけども、電子書籍での提供の許諾を得られていない小説家が、100名をはるかに超えているというような記述もあります。

アンケート以外では、業者ヒアリングということで、これは新宿区立中央図書館で今年の6月に業者に対して行いました。その中で、コンテンツ、タイトルが少ないとか、新刊につ

いてどうなのかということ伺いました。

具体的には、公共図書館が購入する現代作家本の電子化についてなどを確認したところ、「芥川賞、直木賞の受賞作を、一部電子化して公共図書館向けに販売している」という会社がありました。ですので現代作家が全くないわけではない。もう一つの会社は、「現状では難しい」との回答です。

次に「コンテンツの価格」です。こちらは紙の書籍に比べて、大体3倍程度の金額となっております。併せて、導入した場合、図書館の利用者からのニーズに応じているものになっているかという懸念があります。アンケートの中では導入後の図書館の感想ということで、1位が予想よりも利用者数が少なかったとお答えになっている所があることから、利用者側のニーズとしては、当初は利用が大変期待されていたものの、ちょっと伸び悩んでいるという所が多かったのではと、読み取れるのではないかと思います。

先ほどの資料2の1枚目に戻っていただけますでしょうか。図書館利用については以上ということで、次に(3)国の動向ということで、読書バリアフリー法についてご説明をしたいと思います。

読書バリアフリー法は令和元年に公布されまして、これによりますと、電子書籍含めて進めていくということになりますが、目的としては、障害の有無にかかわらず、全ての区民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を図ることとされています。条文の中で挙げられているものは他にもいろいろと書いてございますけれども、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍、これにはデジタイズ図書であるとか、音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック等を普及するという。それだけではなく、すでに現在でも行っている点字図書や障害者用図書のサービスは、引き続き提供すること。

その次に、実際に図書館での電子書籍導入が広がるように、国が電子書籍等の規格を普及させるとか、あるいは著作者と出版関係者の契約に関して国のほうでも情報提供なり、予算措置をするといったことを規定しております。もちろん地方公共団体も、取り組みを行うことを規定しています。

実際に23区でどういう状況か、4番、それと新宿区の方角性として5番に記載しております。4番は23区では導入区は3区、千代田、渋谷、豊島区です。渋谷の場合は受託業者、豊島区は指定管理者が実際には主導して入れているというところがありますが、この3区が導入しています。中野区は更新予定なしと書いてありますが、こちらは電子書籍ではなく、実際にはアーカイブと聞いていますので、本日メインで想定している電子書籍導入区からは除外しています。括弧内で補足していますが、いずれの区も、利用可能なのは区内在住者などということで、利用者をちょっと絞っているところが、普通の紙の本と違うところがあるので、記載しております。

次に導入してない区ですが、これは6月現在の数値です。その下に将来、新宿区立図書館で考える方向性ということで記載しています。①として電子書籍は図書館に出向くことなく提供が可能であり、図書館サービスのアクセシビリティの向上に資するものです。こうし

たメリットを活かせるよう、区立図書館における電子書籍の導入、および地域資料の電子化等を検討していくことが必要です。

また図書館ホームページを活用し、図書館独自で作成できる電子情報の提供に取り組んでいきます。今年度新規作成したもので、平和事業のコンテンツがあります。これは図書館の公式ホームページで公開しました。例年8月に各図書館で、平和事業として映画会やイベントを行っておりますが、コロナという状況を踏まえ、ホームページでそれに代わるものを展開しようということになりました。

内容としては朗読動画、これは新宿区の名誉区民の方が平和についてお書きになったことを職員が朗読したものです。他にブックリストやパスファインダーがあります。パスファインダーというのは、実際に各図書館内で配布しているリーフレットのようなものです。ブックリストにとどまらず、何か一つのテーマを探したいときに、こういうふうを探せばいいんだというのがわかるようなものですが、これを電子化して掲載しました。

それとは別に docodemo（どこでも）図書室というコンテンツもホームページに設置しました。これはいわゆるお役立ちサイトの紹介ページです。これは今回コロナということで、どこの図書館でも新たに行ったところではありますが、新宿区では図書館分類を参考にして、図書館の中にあるようなイメージをつくりながらページを作りました。

一方、電子書籍の購入に当たっては、図書館向け電子書籍の多くに、貸出回数の制限があり、そのコンテンツ数もまだ十分ではない現状を踏まえ、区民の利用機会確保の観点から、検討が必要となります。このため、今後、区民優先サービスのあり方とその内容、対象とする区民の範囲等について、利用者の視点を踏まえて、現状などもあわせトータルで検討し、区民起点の区民にやさしい図書館を目指します。これが新宿図書館の考える方向性となります。

電子書籍という新しいサービスを導入するときには、他の先行導入区が区内の方に絞っていること、電子書籍の特性としてやはり高いということ、利用回数が制限されているなどの特性も踏まえた検討が必要だろうと考えているところです。

2枚目の、A4の資料ですね。各自治体の想定課題で、まだ説明していないところを補足します。「電子図書館貸出サービスが継続されるか」という、サービス中止に対する不安が挙げられています。電子書籍は提供している会社がA社B社とあって、システム規格が違います。そのため、もしA社を購入して、先々A社が終了となってしまったとき、B社と契約してもその分を移すことができないとか、買い直しということになることがあります。A社を先行導入したとき、システム経費がおおよそ100万ぐらいかかるんですけども、それが無駄になってしまうこともあるのではないかと。そういった点が公共図書館としては、気になるところがあります。

続いて想定される課題ということで、契約形態があります。電子書籍を扱う業者から聞いたところ、各社とも2年または52回、あるいは買い切り型というのも出てきています。懸念として捉えるとすれば、例えば2年間で有効に使いきれるか、52回で逆に足りるのかと

いったようなことも、紙の本ではない課題として想定されるため、挙げさせていただきました。

続いて、提供作家や作品が業者ごとで分かれるということがあります。契約先以外の購入が不可能ということで、海外ではリクエストに応えるために、複数の会社の電子システムを導入・契約しなければいけないケースがあると。地域、対象者の範囲というところについては、先ほど申し上げたとおりです。

次の資料として、『電子書籍貸出サービス調査報告 2019』の一部をコピーしたのがあります。こちらは図書館の実際の導入事例です。電子図書館といったとき、具体的に何をやっているのかというのがイメージしていただけるかと思います。追加資料としてお配りしました。各公共図書館で電子図書館として扱っているというものです。データベースの提供など、新宿区でも既に導入しています。

それともう一枚、A4 の物で、「電子書籍導入区の実績」という資料があります。千代田区立図書館の実績なんですけど、コロナ禍における実績ということで、今年1月から11月までの貸出回数が載っています。一番多いのは今年の4月ですね。4月、5月の貸出回数がこのようになっています。新聞報道では4月2487回ですが、前年比で589パーセントの増と。5月2138回の貸出回数ですが、前年比で376パーセントの増ということで、ご参考としていただければと思います。私からの説明は以上となります。

会長 ありがとうございます。では、これで全部の資料の説明いただいたということになりますけれども、今日は最初の資料の、新しい日常における図書館サービスのあり方という中で、幾つかの課題があります。

これらについて委員の皆さまがたにご意見を伺いたいところですが、これは順序を決めて何かをするというより、皆さまがたが思ったこと、あるいは疑問や質問などいろいろあると思いますので、そういうところを話していただいて、それを経て、自由にご意見をいただくということのほうが分かりやすいかと思います。

普段あまり見慣れた資料ではないかと思いますが、もし何か質問がありましたら、それについて都度答えていただくということで進めたいと思いますがいかがでしょうか。今日初めて見る資料もありますが、何かございますか。

委員 質問をさせてください。左側の真ん中辺に、ブックカバーの提供とあるんですけども、誰が誰に対して何を提供したのか、分からないですね。図書館の仕事としては、ブックカバーというフィルムコートしか思い浮かばないんですけど、ちょっと意味がよく分かりません。

その次に、図書館は開かれた場所であるというあたりですが、これは誰か質問されたんですよね、意見ですから。その辺りの考え方というか、具体的に何を言っているのかがあれば、教えていただければ。読んでいて、何のことかなって、非常に分かりにくかったです。

それから、「ウェルカムする人がウェルカムされるレコグニションを取り入れる」と書いてあるんですけども、僕は今、図書館の職員の方々を見ていて、そんなに悪い状況ではないと思うんですよ。できるだけ利用者の相談に沿って対応されているので、非常に僕としては評価してるんですけど。お店に行くと、顔見知りの店員さんとかだったら、また行って話もして購買につながるとかってことはありますし、そういう意味では非常に大事なことだと思います。

こういうネット社会になってくると、非常に大事なことになってきて、ネット社会になり過ぎたために、この基本を忘れてしまうような気がしますので、図書館さんとして、こういうふうにもみんなにお話をしたりとか、こういうふうに取り決めてるってことがあれば、ぜひ教えてほしいな、分かりにくいところだなというふうに、読んで感じたことです。

事務局 これは前回議論された内容なんですけれども、ブックカバーなんですけど、1階に職員が作った紙のブックカバーがあるんですけども、これについて前回、こういういい取り組みがあるので、もうちょっと広めては、とのご意見がありました。前回参加されている前提でこの表を作ってしまったのは、大変申し訳なかったんですけども、そのPRをしてはどうかというお話になります。それから二つ目の、図書館は開かれた場所であるべきっていうところですが、図書館が休館をしている中での考え方ということでお話しいただいたんですけども、まだここは整理がついていないので、こういう意見がありましたというご紹介だけさせていただきます。

レコグニションのお話は、前回、図書館職員が利用者にウェルカムするのであれば、利用者からも職員に対してウェルカムしようという関係をもう少し大事にという、今、委員が言われたような、ネット時代だからこそ大切にすべきではないかというご意見をいただいて、こちらについては、まだ今回は議論の中では、内容を修正していないというところになります。

委員 一言付け足しますと、なぜこれが非常に気になったのかっていうと、僕が実際にある携帯電話の会社の支店に行ったとき、社員が3人しかおらず、2人がお客と対応中で、1人女性が受付に立ってらっしゃった。僕は携帯の部品を買いに行ったんですけども、どういうふうに言われたかっていうと、「今は手がないので、売れません」。すぐそこに目当てのものは掛けてあるんですよ。でも私は今日は受付担当ですから、できません。「なんで。そこへ持ってきて、売るだけじゃないの」「いや、私にはそういう命令です」と。

そういうことから比べると、今、図書館の窓口職員は非常に丁寧で、何かあったら一緒に書架へ探しに行くなどされてるので、僕はかなり評価してるんですよ。そういう意味でこれ、どういう意味で、どう出されて、これがどう今、話し合いをされているのか、ちょっと聞きたくて質問したという、そういう次第です。

会長 このブックカバーは、コロナ前からやっていた取り組みで、若手職員が作成し自由にお使いくださいと提供しているもので、コロナ対策にもなるのでいいんじゃないかと、前回話題になったものですよ。

他にはいかがでしょうか。こういう点は一体どういうことなのかという質問があれば、まず疑問点を解消してからと思いますけれど。

委員 電子書籍は一言で言って、値段が高いとか、会社成約があるということが、ご説明を伺って分かったんですけども、どれぐらいの需要、要望があるのかというところは分からなかったです。というのは、今日の資料は23区でコロナ前の調査だと思うので、新宿区の皆さんはどう思っているのかというのがまず検討の最初にあってもいいのかなと思いました。

こういう状況なので、なかなか紙でのアンケートって難しいかもしれないですけども、図書館のホームページとか、いろんな手段で、新宿区の皆さんが電子書籍を欲しいと思っているかという調査結果などがないと、なかなか「どうですか」と聞かれても、答えにくいなというのはあります。

あともう一つは、伺ってて思ったのは、新宿区としてはどうしましょうということ。もちろんそれが課題なんですけども、電子書籍が高いとか、何かシステムでかなりお金がかかるとか、そういう予算的な問題があるのであれば、例えば近隣の区と一緒にやるとかはいかがでしょうか。最初から新宿区単体でやるのが前提になってるような話に聞こえたので、23区で協力してできれば一番いいのかもしれないですけども、そういう、負担を均等化するような形でやると、もしかしたら、できないことができるかもしれないです。以上です。

資料係長 資料係長からお答えします。一点目が、区民の要望等についてなんですけど、実際にアンケート等を取ったということではないんですけど、あくまでカウンターでの例えば要望とか、いろいろとご意見いただく中では、特に電子書籍というものは、たまにあるくらいかと思います。

補足させていただくと、新宿区では、電子書籍に対しては、検討とさせていただくという説明をしていることもあるかもしれませんが、具体的に早く実施してくださいとか、そういうものは、あまりないのかなと。実際にはあるのかもしれないですけども。

それと2点目、近隣区とやるということも、できれば大変素晴らしいことだと思うんですけど、23区は共同事業とか、あるいは東京都と一緒にというのを、福祉とか、そういったところでもやってるところでもあります。ただ、この電子書籍についての可能性としては、新しいサービスということもあると思うのですが、契約の縛りが厳しいということがあって、各電子書籍提供会社も、例えば52回制だとか、2年制とか、そういった商品の契約の形、決め打ちで割と来てるというところがあります。導入についても、図書館一館ごとに、区民が利用者として何人ぐらいいて、その中で契約金額を想定するというようなことなので、自治体を

超えた契約というのは、もしかしたら今後あるかもしれませんが、今のところはそういう話は出ていないと思います。

会長 この会議には区民の皆さんが参加されてますので、代表として公募委員の方々がどう思っただらっしゃるかを聞いたほうが早いと思うんですね。いかがでしょうか。

委員 今日は感染症対策とサービスのあり方ということで、少し考えてきたんですけども、新聞社が実施した全国世論調査というのがありまして、このコロナ禍で求める図書館の取り組みがありました。ちょっと長くなってしまいうんですけども、私もいずれ電子図書に話がいくその前置きになります。

世論調査の結果、まず第 1 位で、入館人数の制限がありますが、ちょっと置いときまして、2 位の事前予約した本の窓口での貸出 40 パーセントとあります。これは新宿区の図書館でも、予約した本の窓口の貸出は行ってらっしゃるので、これは特に問題はないと思っております。

3 位の貸出冊数の増冊や貸出期間の延長についても、冊数としては十分かなと思っておりますし、貸出期間の延長も、次の人が予約を希望してなければ自動で延長ができるので、これも特に問題は今のところないかなと思っております。

4 位に電子書籍の貸出 15 パーセントと、やはり上位に出ておりまして、今の図書館として検討の余地があるのが、やはり電子書籍の貸出ではと思っております。

また別な資料がありまして、九州のほうでも電子図書を導入したという記事が載ってありました。いつでもどこでもというキャッチフレーズで、電子図書館にアクセスすれば、パソコンやスマートフォンなどで必要な図書を閲覧することができるということで導入したそうです。そして貸出数が 3 倍になったそうで、1 週間に 3 冊貸出ができ、名作や実用書がよく読まれていると掲載されていました。

その利用者の 4 割は小中学生で、学習に活用しているようです。電子図書は見るだけでなく、虫や鳥の鳴き声も聞こえる。日本昔話のように、英語でも読めるようになっている本もある、ということで、活字のなじみのない世代にも、楽しく読めるものが好評だということが書かれておりました。

私の子どもなども、レポートの宿題が学校で出されてるんですけども、今までネットでレポートを作成する際には、ネットだけの資料ではなく、書籍からの情報も必要ということをお学校から言われておりまして、こちらの図書館を利用させていただいて資料を借りていました。数冊まとめて借りて読んで、情報を探して、レポート作成して返すということをやっていたんですけども、それも電子図書になれば、より多く、より遠方に住まれる方でも、レポート作成や学習に役立つのではないかと。

一般の人たちにとっても、ネットだけの情報に頼るのではなくて、手軽に本からの情報も入手することができれば、より信頼感のある情報を得られる機会も増えるのではないかと

思いました。

新刊や著作権の問題がある本は、何かと費用もかかるし、導入に問題があるかもしれないんですけども、視点をもっと広くして、学習を目的としたものから電子図書を広げていってもいいのかなと思っています。

記事にもあるんですけども、いつでもどこでも閲覧できる電子図書館は、図書館活性化の鍵になりそうだと。このコロナ禍もある意味、後押しになる面があるのでは。新しいサービスも、課題はいろいろあるかもしれないですけども、比較的問題の少ないところから入っていくのも、一つの方法なのではないかなと思いました。以上です。

委員 私が感じましたのは、資料1の23区のサービス提供状況のところ、実施していたのが予約資料の受け渡しというのが新宿も含めて22区ですね。館を閉館してる間でも、予約資料の受け渡しだけは、ほぼ全ての区で行われていたということなのでしょう。たとえば検温については、サービス再開後に4区しかしてない。かなり緩い。新宿区はそういう意味ではちょっと過剰なところがあるのかなと、この数字を見ると、感じてしまうわけです。夜の街関連の歌舞伎町を抱えてるなどもあるのかもしれませんが、ちょっとやっぱり過剰なところがあったかなという気がしています。

今回のテーマの1番目の、どのようにサービス提供していくのが望ましいのか。できるだけ利用を制限しないという方向が望ましいのかなと。少なくともこの予約資料の受け渡しだけは、館が閉館していても、継続したわけですよ。

これは電子書籍につながってくるんですけども、必ずしも書籍を全く借りられなかったというわけではなくて、予約をすれば、冊数の制限はありますけど、借りられたわけです。ということは今後、先ほどの事務局のほうからBCPという言葉もありましたけど、今後コロナがまたさらに第3波、第4波で深刻になっても、全く図書館のサービスが停止してしまうということは起こり得るのかどうかということが、疑問な点があります。だからコロナだから電子書籍という発想は、少し短絡的なのかなという気がして、私はどちらかというと電子書籍については、反対の立場です。

もう一つありまして、書籍についてはいいんですけど、例えば映像資料とか、音楽資料も図書館で貸しているわけですけど、もしここまで電子化することになると、本当にストリーミングサービスみたいなことをやらなきゃいけなくなると、際限がないのではと思います。

図書館の本来のエッセンシャルサービスは何なのかというと、やはり拠点を構えてるから意味があるのであって、電子化されてしまうと、どこからでもアクセスできてしまう。つまり全国一館でもいいわけですね。先ほど23区でという話も出ましたが、別にそこに拠点を構えている必要がないとなると、知の拠点という言葉自体が崩壊してしまうので、ちょっと図書館という本来の意味にそぐわないんじゃないかという気がしてまして。

アクセシビリティは確かに重要なんですけれども、誰でもどこからでもアクセスできて

しまうのなら、それは個人で登録なり購入すればいいのではないかと感じます。電子書籍についてのストーリーミングサービスについても、図書館があえてそこまでサービスを提供する意味があるのか。

先ほどのお話の中で中野区や豊島区では指定管理者が実施しているという言葉は聞いたんですが、そうすると地域館というのはどうなのか。例えば新宿区で電子書籍を取り扱えば、中央館で全部、そういう配信などをやっしまえば、地域館はいらなくなって、指定管理者に何の意味があるのか、なども出てくるんじゃないかと。

そうなってくると、それぞれの地域館の位置付けというのも変わってくるような気がします。私は図書館サービスのエッセンシャルサービスとして、やはり書籍の貸出、レファレンス、あるいはイベントも含めて、そこに拠点を構えて、そういったものが一体となって、コミュニティの活動の拠点になってるという姿がエッセンシャルサービスであって、今回の電子書籍というのはそこから外れているような気がしております。

ということで、他の区でも電子書籍を導入していて、指定管理者との兼ね合いというのが、もし分かればお答えいただければと思っております。以上です。

委員 意見としては先に一度申し上げましたが、今の、拠点を構えるというのは私も本当に賛成です。この資料の中で、ひとつそうかと思ったのは、サービスに対する具体的な要望がなくて、逆に「早く再開してくれ」との声がありましたという説明があったかと思えます。これはやはり、こういうコロナ禍だからこそ、集まる場が欲しいというか、外に出たいけど出れないとかそういう事情がすごくあって。

私も1時間ごとに入れ替えするときは本当に、まず時間を確かめてこないといけないし、来る前にどれにしようか決めて来ないと探しきれなくて大変でした。それでも開けていただけたのはすごくありがたかった。近くの人であればあるほど、先ほど地域館の話もありましたけれども、やっぱり来たい、図書館開けてほしいという要望が、まさに一番の要望なんじゃないかと思うんですね。

ですので、先ほどの意見のとおりで、やはり基本的には開ける。開けたときにどうするか、飛沫対策とか、検温とかをやればよいと思うんですけども、そういう開館のあり方みたいなところをまず最初に決めるべきなのかなと思いました。

そうは言っても小さなお子さんとかいらっちゃって、図書館行きたくない、そんな人が集まる所行きたくない、でも本は借りたいというような希望があるとしたら、先ほど郵送で一部希望の図書を送るサービスをやってる所もあるという話もあったと思うんですけども。読みたい本があるけど、この状況で図書館に行くのはちょっと……という要望は、もしかしたらあるかもしれないので、そういうのは例えば2~3冊、小さなお子さんがいる所限定でもいいんですけども、郵送で送ってあげるとか、郵送で返却も受け付けるとかですね。一部利用者に限ったサービスになるかもしれないけれども、逆に通常のサービスの一部として、検討いただいてもいいのかなと思いました。

会長 ありがとうございます。では障害者の立場からの意見をお願いします。

委員 前回も読書バリアフリー法の話をしていただいたんですけども、実際のところ、新宿には東京都の拠点もあり、日本の拠点もあるということで、非常に視覚障害者の方の利用が多い地域であるというような特色があります。そういったかたがたが図書館を利用する際、戸山図書館で、さまざまな媒体の貸出を行っていただいているところがございますけども、読書バリアフリー法が施行された中で、他のさまざまな図書館の利用をするかどうかというの、非常に重要なところになるかと思っております。

拠点というのは、先ほどから話に出てきてますけども、視覚障害者のかたがたの拠点って、実は高田馬場に集中してるんですね。新宿区の全域、全部の図書館で、そういう貸出ができるようになるのは、非常に私たちとしては望ましいですけども、実際それで利用がない場合もあるということと想定しますと、拠点が集中してる箇所からまずは導入していく。電子図書も、利用がある所から導入して、利用を増やしていくという手法を取っていったほうがいいのではないかなっていうのを、先ほどから感じてるところです。

コロナに関して言うと、私も実際に閉館をするのは、今後は多分あり得ないと思ってるんです。ウィズコロナで、経済を回しながら、コロナ時代を乗り越えるというところからすると。区民の皆さんも非常にコロナに対しての意識が高まっている。1時間ごとの入れ替え制などを行っていた際、実際に何名ぐらいの利用があったとか、そういうのを分析して、どういう時間帯が利用層が多いのかとか、そういうのを考えながら対策を立てていく必要があると非常に思っております。

委員 区立図書館サービスのあり方ということだったんですけども、昔、20年ぐらい前は、パソコンでいったらデスクトップだったのが、どんどん時代が変わっていると。という状況で、今後どうなっていくかということ考えたときに、やはり電子図書っていうのは、必須なんじゃないかなと思ってます。今の10代、20代の人が大人になったときに、果たして実物の本を、紙の本を見るのかな、果たしてそのままでいいのかなというふうに考えると。

アプローチとしては、やはり短期的、中期的、長期的な視点で、別に考えなきゃいけないで、今ここで議論しているのは短期的な目先の話で、コロナに対してとかいうところで電子図書の話をしてるんですけども、手元からアジャイル的に行くのでしたら構わないんですけども、やはり最終的なゴールがあって、20年後30年後のビジョンがあって、今があるというんだったらいいんですけども、今話している内容だと、どこかで行き止まってしまう状況じゃないかなというところで、なかなか20年後、30年後の未来像っていうのを描きながら、今を進んでいくっていうのは、難しいのかもしれないんですけども、そこありきで行くといいのかなというふうに思いました。

会長 ありがとうございます。先ほど出た質問について、お願いします。

資料係長 既に導入している区の、指定管理者との兼ね合いということですが、ちょっと私の理解が違っているかもしれませんが、これはある区なんですけども、本館以外は指定管理館で6館あります。その中の導入している館は、ある一社の指定管理者が任されている3館について、電子書籍を導入していました。これは数年前に視察で職員が行ったときの状況なので、今は変わってるかもしれません。電子書籍を使うときの利用登録は、その3館に來れば登録できますとのことでした。区のスタンスとして全区的に導入されているというのは違って、指定管理者でやっているというような感じでした。

兼ね合いというとなんかあれなんですけれども、各指定管理者もいろいろと利用実績とか、そういったものも視野に入れて、指定管理者の事業として導入し、利用していただいているというような、広報というか、周知というか、集客的なそういった効果も含めて導入し、区としても、そういった形で電子書籍をやっているというような印象を受けました。

委員 ありがとうございます。新宿区として目指す方向性というところでいうと、今の方向性でいくとそういった形ではなくて、中央館を主導して入れたいと考えている方向性なのか、それとも今おっしゃったように、指定管理者任せでいいというお考えなのか、そこだけ確認させていただければと思います。よろしくをお願いします。

中央図書館長 中央図書館長でございます。もし新宿区で電子書籍等を導入するという場合は、指定管理者任せということではなくて、やはり中央図書館として方針を決めて、中央図書館で導入をするという形が当然の姿だと思っております。それから今までのご質問の部分で、幾つか私のほうからもお答えをさせていただきたいと思っております。

まず隣接区等で共同でできないのかというお話ですが、兵庫県で2市2町で電子図書館を共同導入したという例もありますので、実現の可能性としては、否定はできないと思っております。ただそれぞれの区の区民も当然いらっしゃいますので、そういった調整というのは必要ですが、例えば23区でも、清掃事業などは共同でやっておりますし、公園の利用などですと、複数区でグラウンドの相互貸し出しをしている例もありますので、研究していく価値があるものと思っております。

それから先ほど視覚障害の方の利用状況等に付随しまして、1時間ごとでデータを取って分析すべきというお話につきましては、当然そういう分析と、昨年比も統計を取って見たのですが、来館者状況そのものを見ると、利用者が来館する時間帯はあまり変わっていませんでした。ただ予約がものすごく増えたというような例はあります。

新宿区は都内での点字誘導ブロック整備の始まりというような伝統もある区ですので、そういった意味では電子書籍というのは読書バリアフリー法にもかなうものである一方で、図書館法の観点からいうと、これは現時点では蔵書にはなりません。図書館にとっては、電

子書籍は図書館の資料にはならないということがありますので、紙の本とはやはり別物と考えなければなりません。サービスの一環としては捉えられますけれども、取って代わるものとは、ちょっと考えられないのかなと思っております。

ただ、将来像という部分でいうと、ここの中央図書館そのものの将来像、新中央図書館というものを、現時点では、コロナ、それからオリンピック・パラリンピック後の経済情報の見通しが見つからないという部分で、なかなか踏み出すことが難しいんですけども、そういった検討の中では、この電子書籍、電子図書館についても、併せてやはり検証していく必要があるかなと思っております。

学校ですと、GIGA スクールの前倒し導入ということで、恐らく年度内には全てのお子さまにタブレット型の端末が入るということで、ウィキペディアなどネット上の資料の検索なども、当然活用としては考えられると思います。本来はご自身で、いろいろな関連書籍を見て調べるという姿勢をつけていただけるという意味からも、電子図書館、電子書籍というのは価値はあるのかなと思っております。今までのご質問の中で、私が感じているところについて、お答えをさせていただきました。

会長 ありがとうございます。小学校ではどういう状況になるか、ご説明をお願いします。

区内学校職員 感染の状況から申し上げますと、先週も小学校 2 校が休校になっております。家族内感染が、区内、小中学校、特別支援学校でも広がっています。今の状況を見ておりますと、子どもたちに一人でも陽性者が出た場合には全校休校するという対応を、今後も引き続きせざるを得ません。休校期間も、インフルエンザ等ですと 2~3 日ですけども、今は休校 1 週間で対応しているところです。

新宿区では 6 月 29 日から小学校、幼稚園の子どもたちの登校が始まってるんですけども、4 月から 6 月の終わりまでは区民の方から「子どもたちが、公園でマスクもしないで走り回って遊んでる」というご意見を本校でもいただいたことがあります。今は逆に逆になります。子どもたちが「校長先生、大人がマスクをしてないで、携帯でしゃべってた」と。「僕たちはちゃんとマスクをして遊んでいるのに、何やってるんですか」と。その方が区民の方かは分かりませんが、今、逆転してるんですよ。子どもたちのほうが、半年以上、健気にマスク着用、手洗い、場合によってはアルコール手指消毒、1 日 5 回も 6 回も手を洗いながら、感染防止をしています。

そのおかげもあって、インフルエンザ等の感染症も、今、全く小中学校には出てない。他の感染症の予防にもなってるんですね。子どもたちの意識が高まるにつれて、子どもたちが指摘したように、大人のマナーっていうのがちょっと気になる。

これも以前話しましたが、図書館に行ったとき、子どもに指摘されるようなマナーの悪い区民、利用者になってもらいたくないなと思っているんですよ。これは図書館に限らず、子どもが活動するいろんな場所で、子どもたちは入口で消毒をするのに大人はスルーする

とか、そういうのをちゃんと見てる。だからその手本というか、そういう人になってもらいたいっていうのが、私のすごい大きなコンセプトですね。

図書館に行くときに、今まで家でまず検温をしている大人っていないと思うんです。でも子どもたち今、職員もそうですけど、毎日、検温してるんですね。子どもたちが図書館に行くときには、サーモグラフィーがあるかもしれませんが、まず自分たちで検温してから、そういう所に行くぐらいの状況に、今なってるんだと。大人はどうかといえば、別に図書館に行けばわかるからいいやというか、そういう感じのところがないかどうか、皆さんには、ぜひ感染予防で知っていただきたい。

換気については、小学校でも対角線で窓などを開け、常時換気をしております。エアコンも教室に設置していますので、暖房をかけながらです。文部科学省からは無理なくていい、寒くなったら窓を閉めて、30分とか1時間に1回換気すればいいからという通知を出してありますが、やはり常時換気するほうが望ましいということが厚生労働省などから出てますので、そういう対応を区内の学校ではしてる所が多いと思います。うちは空気清浄機を全部屋に入れておまして、子どもたちの教育活動ができるだけ制限されないような環境づくりをしています。

図書館に空気清浄機を入れるかどうかは、また検討すべき私は内容だと思います。子どもによっては、やっぱり今の状況にプレッシャーを受けてるといえるのか、怖いなと思っているのか、その空気清浄機の近くで深呼吸したりするんですよ。コロナの理由で親御さんが登校させない、危険なので登校させないっていう時期もありました。

今うちの学校でも、まだ2~3名、親御さんが「行かせません」という方がいます。私は園長もしているのですが、某私立幼稚園では、どんどんマスクも外して活動しているというので、先月は3人が転園してきました。コロナ対策が区立幼稚園はしっかりとやってくれてるので、とのこと。「心配で、辞めて転園してきました」と。そういう時代になっているのかなと。

あとサービスでいうと、先ほど館長から言っていただきました GIGA スクールの導入が始まりまして、1月ぐらいから小・中学生は全員、支給されたハードウェアを持ち帰る。そういう時代になってきます。全生徒が持ち歩くようになる。

今、新宿区では小学校だと 0.5 パーセント、中学生だと 5 パーセントぐらいが不登校なんですけれども、そういったお子さんたちは学校図書館にも足を向けることができない。さまざまな理由で学校に適応できないお子さんに対応しているつくし教室というのが教育センターにあるんですけども、今まではつくし教室に来ないと、不登校のお子さんにも指導しません、対応しませんよという状況だったのですが、アウトリーチ、デリバリー型で、中学生の場合は、職員が区立図書館に生徒が向かい、そこで指導するというのを始めてるんですね。

やっぱり人と人との触れ合いなどがあつたほうがいいのかと思うのですが、電子書籍というのは、例えばこの不登校などの児童、生徒も必要性を感じて使うことができる。でも、この

ぐらいのパーセントが対象では、電子書籍を導入するに値しないよということなのか。

質問したいのは、たとえば23区のサービスの導入状況で、千代田区などどれぐらいの方が利用してるのか。新宿としては、導入の割合が10何パーセントだから少ないと判断するのか。電子図書館を導入しても、例えば10パーセントしか利用しない、だから必要ないんだと思うのか、子どもたちも含めた区民の選択の一つとして、電子書籍を入れると判断するのか。

パーセントは低いかもしれないけれども、やっていくうちに利活用状況が上がってくかもしれないので導入するとか、そんなところの方向性とかがもし分かれば。これは不登校だけの問題ではなくて、子どもたちが今後は電子書籍を、自分のタブレットから見るっていうようなこともできるかなと思っています。

先ほど館長のお話もありましたが、もしウィキペディアの関係者の方がいたら申し訳ないのですが、私はウィキペディアで検索することは絶対するな、基礎資料に当たれというのを教員に指導してるんですね。2次資料、3次資料になって誤りがあっても、子どもたちはそれを真に受けて資料として活用してしまうので。書籍の重要さや意味、学校図書館で書籍に当たるということの大切さも指導してますので、その点もお伝えしたいと思いました。以上です。

会長 ありがとうございます。いろいろな立場で、この問題は考えなくてはいけないということがよく分かったと思います。区立図書館が休館になりサービスが止まったときに、実際にどういふふうなことになるのかということですけど、休館中に提供したものの資料を見ますと、新宿区で行ったものはやはり限られていたという部分もあります。この822人も出た状況も今後どうなるか分かりませんが、図書館が開くのか閉まるのかはどういふふうに判断するか。今後また緊急事態が出るかどうかなど問題になると思いますけれども、恐らく今よりもサービスを縮小せざるを得なくなるのか、今と全く変わらずに、これからもやるのかというあたりの判断が非常に難しくなるのじゃないかなと思います。

そのときに既に1回経験した休館中でできなかったサービスはどうできるのかって、そこだと思んですけども、そこはいかがでしょう。館長に、私の方からお伺いしたいんですけども。

中央図書館長 なかなか難しい課題だと思っております。前回休館をしたときは、あくまで政府の緊急事態宣言を受けて、都知事も休館要請ということで、図書館も具体的な施設名を挙げて出てきましたので、要請を受けて閉館せざるを得なかった。23区では最も遅く休館したのですが、その際には、図書館での対面サービスだけではなくて、家庭配本等も止めざるを得なかったという状況になっております。

一方で、幾つか、図書館の中では非常に感染リスクが低いですとか、そういったことも見えてきましたし、新宿ではご存じのとおり、いまだに検温もやっていますし、1日2回、入

館者の入れ替えもやっているということ、あとは適宜換気もしっかりやっています。この換気に関しても、専門家に実際に来ていただいて、ここの中央図書館と、最も条件が悪いと思われる、地下にある中町図書館、両方を見ていただいて、効果的な換気方法についても、指導を受けておまして、アドバイスに基づく方法でやっています。

ということで、現状では、以前ほど慎重にならなくていいのかなという部分はありますが、再度また休業要請が出てしまった場合は、それに従わざるを得ないかと思っております。一方、各自治体の判断ですよとなったときには、感染リスクや対策などを踏まえて、判断していくことになるのかなと思います。

ただし、新宿区も当然ながらコロナ対策本部会議というところがあって、区としての対応はこの会議体で具体的に検討することになりますので、最終的にはここでの判断を待つことになります。中央図書館としては、不特定多数の方が来館する施設ではありますが、感染リスクについてはさほど高くない。図書館の中で大声でしゃべる方というのはほとんどいないので、マイクロ飛沫感染のリスクなどは、ほとんど考えられないのかなと思います。やはり発熱アラート、37.5 度超える方、あるいはマスクをしてない方は入館をお断りし、入館時、それから退館時は手洗い、あるいは手指消毒していただくというようなことで対応ができるのかなと思っております。

しかし都内の感染者が 822 人というのは、非常にインパクトがあって、もしかすると 1 日で 1000 人超えるというような事態になったときには、どう判断すべきかというのは、私としても懸念をしています。現状では以上というところになります。

会長 そういう場合に、広報の問題が出てくるんですけども、前は広報できなかったという、そういう緊急事態だったので、これからはどういうふうな広報ということになるんでしょう。

中央図書館長 実際、区の広報は月 3 回しか出ないので、タイミングによってはやはり間に合わない。前回は同様なんですけど、ホームページでの周知、メール登録者にはメールでの連絡、あるいは図書館に足を運ばれてしまう方も当然いらっしゃると思いますので、図書館での掲示ということで、それ以上のもの、なかなか今、いい方法が思い浮かぶものはございません。ツイッターなど SNS の活用は、なかなか今、図書館独自でやるという状況にありませんので、急に休館が決まってしまった場合は、恐らく 4 月の休館のときとあまり変わらない形に、現状ではならざるを得ないのかなと思っております。

会長 区民委員の皆さん、いかがでしょうか。しょうがないというようなところなのか、何か手段がないのかというようなこと、何かご意見があればと思いますけど。

副会長 月 3 回の新宿区広報と、それから館の前の掲示というようなことなんですけど、町会

あてに図書館の掲示物が回ってくるということが、ほとんどないんです。ですので、もしできれば、こういう緊急事態のときに、ぜひ休館等のお知らせをしたいなんていうときは、ぜひ区町連を通して各町会に回していただければ。掲示板が各町会、辻々に目立つ所にありますので、利用できるのではないのでしょうか。

知の拠点とのことです。そういったお知らせも、なるべくこまめにしていただければと思います。いろいろな掲示物が回ってきますので、必ずしも貼れるというときはないんですが、こういうような緊急時のときは、案外そういった掲示板も空いてるときもありますので、ひとつの方法としてあるかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりで、4月の休館のときは区町連へのお願いはしておりませんでしたので、今後は活用させていただきたいと思います。ありがとうございます。

会長 すごいアナログですけど、これは確実に伝わる方法だと思いますね。今後、何かがありましたら、ぜひそういう対策をよろしく願いいたします。

それでは、まだ時間がありますので、さらに議論を進めていきたいのですが、先ほどの利用制限をしないということでしたが、来館時間の制限とか、利用人数の制限とか、資料の扱いの制限などが既にあったわけですけども、そういうところっていうのは、あまり今後は心配しなくてもよいことになるのでしょうか。いかがでしょうか。

中央図書館長 その部分につきましても、現状では今年の7月から再開して、入館入れ替え制を取った際の入館状況の実績を見ると、図書館4平米当たり、どのぐらいの人数が入ったかというデータをシミュレーションしてみたのですか、1をはるかに切る数字ということで、7月の再開時ほどは入館制限を厳しくする必要はないと考えています。

ただ、今現状を見ると、やはり入館者が休館前のレベルまでどんどん戻ってきているというような状態があり、閲覧席、今は間引いてるんですけども、このまま推移した場合は何らかの方法を考えなければいけないと思います。

データの的にそろっていないため、なかなか予測が難しいということがありますし、事前にアンケートするわけにもいかないのが、ちょっと苦慮しているというのが本音です。

会長 前回休館時にやれなかった、郵送貸出みたいなことは今後お考えになると？

中央図書館長 はい。これも、例えば区によっては、受け取り人払いではなくて、元払いにしたというような区もあったようなんですけども、本は結構重たいですので、予約した物を全て元払いでお送りすると、やはり財政負担が大きい。着払いにしたときには、本当に受け取っていただけるのか、そういう懸念もあります。例えば宅配便で本が届き、受取人払いで2000円近くいきますよといったとき、そこまで実際に要望があるのかどうか、なかなか難

しいと思います。

ただ休館がもっと長く続いていた場合は、例えば封筒に入るだけの1冊、あるいは2冊程度であれば、着払いでお送りするサービスもやらざるを得ないかと、内部的には検討した経緯がありました。これも実際に休館になってしまった場合に、寄せられる区民のご利用者の皆さまの意見等を踏まえて、再度また検討ということにならざるを得ないかもしれません。はっきりしたお答えが現状でできませんけども、そういった認識ではございます。

会長 現実には、新宿区は23区中では一番感染者が多くなっていて、現状はわかりませんが、世田谷区より多い感染者が出ているのに人口は世田谷区の半分以下で、そうするとかなり感染している率が高い。そういう状況の中、あまり出歩きたくないから図書館から本を送ってもらいたいみたいな、そういう要望があったとき、どういうふうに処理するのでしょうか。現在、そういう要望は出ているのでしょうか。

利用者サービス係長 直接そういった声というのは私は聞いていないです。予約している資料があるはずだから、これとこれだけでもいいから送ってほしいとか、郵送サービスはないですかというようなお問合せを受けた記憶は休館中もないです。ただ、こちらで予約資料がかなり増えてしまっているのも、これ以上休館の状態が長引くようであれば、先ほど館長が言ったように、封筒に入るだけとか、一定の料金以下で送れる物だったら、ご希望を聞いてからお送りするようなことを始めようかとの話は、職員側からありました。

副会長 私の方からまた先ほどまでは話を受けてということで、少し出た話と重なるところもあるかと思いますけれども、先ほど20年後、30年後の未来像について、きちんと見据えながらサービスというものを提供していく必要があるんじゃないかというご意見がありました。今回のコロナ禍の影響を受けて、どういう形での図書館サービスというものが可能かということを考える中で、新たなサービス、これまでなかなかできなかったようなものを、電子図書、書籍の提供なども、その中に位置付けられるかとは思うんですけれども、そうした新たなサービスを活用していくような可能性というものが、この機会に芽生えているんじゃないかなというふうに感じました。

特に資料提供と、サービス提供の2側面があると思うんですけれども、資料提供については、活字になじみのない世代に電子書籍を提供する可能性があるのではないかというご提案とか、あるいは、タブレットがGIGAスクールの導入によって普及していくことで、その中に電子書籍のコンテンツを提供可能にしていくことで、図書館と小中学校との連携の促進というものが図れるんじゃないかというご意見がありました。

こうしたことは今までなかなか公共図書館と学校との連携、どうやっていいのか、中学生高校生になっていった子どもたちに本を読んでもらおうというときに、図書館から働き掛けたらいいのか、なかなか見えてこなかったことが、協議会でも幾度か議論になってい

たと思うんですけども、そういうことへの突破口として、新たなサービスを導入していく。そのことによって、区民の人たちに読書の提供というものを広げていく、そういう可能性があるのかなというふうに感じました。

それから電子書籍以外、電子図書館といった場合には、コンテンツの提供が含まれると思うんですけども、先ほど資料係長からの報告の中で、中野区ではアーカイブを対象にした提供だというお話がありました。

資料を見ましたところ、新宿区でも戸山図書館で一部利用者に限って、新宿と庭園という書物について電子化して提供しているんだというお話がありましたが、著作権の特に問題がないような資料で、特に新宿に関わっているような資料というのは、恐らく新宿が発信地になって、情報の拠点となって提供していくことが妥当な資料だと思います。

そうしたものを、館内提供に限るのではなく、もっと一般的に Web 公開していくような機会にしていくということもあるのではないかと。それはひいては人々への情報提供ということにもつながっていきますし、新宿区立図書館というもののステータスを、新宿区民だけではなくて、一般のかたがたにももっと知っていただくような契機としていけるような機会と、そういうふうに考えた次第です。

なかなか実際的にどの資料をデジタル化するのか。例えば手塚資料とか、夏目漱石資料とかできれば非常に望ましいと思うんですが、そこが難しいのであれば、まずできるところから積み重ねていって、公開を広げていくということが可能なんじゃないかなというふうに思いました。

資料提供と併せて、もう一つはサービス提供なんですけれども、先ほどの資料の中で、電話と Web のレファレンスを幾つかの館が行っていて、新宿では休館中は電話、それから 6 月の再開後は、対面と併用する形にしたというふうにありましたけれども、こうした質的なサービスに関して、例えば 23 区の中では 2 館ほど Web で質問回答を受け付けるというようなサービスじゃないかと思うんですが、そうしたデジタルレファレンスの類ってものは、アメリカの公共図書館や大学図書館などでは、ごく一般的に行われていることですが、こうした機会を通じて、対面型のレファレンスサービス以外のやり方というものも、検討していいんじゃないかな。

それは実際図書館が閉館してしまうかどうかということにかかわらず、ウィズコロナの時代の中で、エッセンシャルサービスとして、貸出、レファレンス、イベントが重要だというお話がありましたけれども、このエッセンシャルサービスを新たな時代状況の中で提供していくためのやり方というものを、模索していく可能性も検討したほうがいいんじゃないかと思いました。少し長くなりましたけれども、こちらからは以上です。

会長 ありがとうございます。うまくまとめていただきましたけども、こういう時代ですから、コロナだからというよりも、これをきっかけに検討できることは、たくさんあるんじゃないかと思います。

これをきっかけに技術を革新するということがあると、私たちは日々それを感じている部分もあります。私もオンラインの授業をしたことなどなかったのに、今年はせざるを得なくなり、全てオンラインでやるみたいなのを初めて経験して、本当に体が悪くなりそうだったんですけども。でもやらざるを得ないからやったら、結構自分なりにいろいろ工夫して、技術も磨けるというような機会にもなりました。

コロナが終わったら全部元に戻るというのは、それはもう多分ないんじゃないかと。これは戻らないと思うんですよね。ですから、今、きっかけにして行ったことは、次に生かせる、そういう可能性があるのかなと思ってます。

今、副会長がいろいろ提案されたようなことってというのは、図書館サービスの将来をいろいろ作っていくのではないかなというふうに思いますし、それから今まで図書館を利用しなかった方が利用するきっかけにもなりうるのではと思っています。

ですから、そういう将来的な展望を考えて、この時期にこそ、何か少しきっかけになるような提案が幾つかあるんじゃないかというふうに考えました。ぜひご検討のほどお願いしたいと思います。その他どうでしょうか。

社会教育委員 今日初めての参加となります。よろしくお願いします。コロナの中で、図書館が開いているか開いてないかというのは、他の区の方とお話しするとき非常に話題となりまして、本が借りられない、図書館に行かれないっていうのは、とても残念なことでしたので、その際に、このように検討していただいて、とても心強く思っています。区民として心強く思っています。今後ともまたよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。それでは他に何か、まだ若干の時間がありますので。

委員 電子図書についてですが、先ほどおっしゃったように著作権等の問題が関わってくるので、ここに出ている有名作家の読み物など、それを電子化して図書館で貸すということは、とても難しいテーマなんですね。ただ、いずれにしろ、あらゆる資料が電子化されていくことは間違いないですし、そういう小説も電子化されることは間違いないんです。けどまだ、どう契約していくら対価が支払われて権利がきちんと守られた状態で利用していただけるのかというところで、問題が出てくるわけですね。

もし各館がやるとすれば、先ほど会長がおっしゃってましたように、まず何よりも地域資料について、それぞれの館がもっと力を入れて電子化するのがいいと思うんです。これは一つには、著作権の承諾を得やすいということ。それから、公立図書館が電子化する意味も、非常に説得しやすいということなんですね。そういう意味で、やはりまず地域資料、その次にデポジット・ライブラリーの中にある重要な資料、辞典みたいなものを含めて、やるべきであるなというふうに思います。

新しいもので何をやるかですが、新宿区で実施したという中に、朗読動画があるんですよ。これは僕も関わってます。出版社として作品を持っていますので、図書館から連絡をいた

だいて、ある一定期間、このコロナの一定期間の間、3カ月とかの間、その作品を全部データに取って、それで図書館の人が朗読したものを配信させてくださいと、こういう依頼だったんですよ。それは絵を描いてる人にしても、文を書いている人にしても、ちゃんとした言い分が立つじゃないですか。3カ月の間という限定で、見たい人がいるんだから、そこに提供しましょうよという話ですから、非常にOKしやすい。こういうものをもっとなさっていいと思うんですね。

僕は自分の出版社ですが、僕がOKしただけではなくて、他の出版社さんに同様のことを各館から話をされた場合に、ちゃんと理由が分かれば、必ずOKしてくれます。それをノーとはなかなか言わない。ただ、きょう発売になる物をもって言われると、それは躊躇しますよ。だけでも1年以上たったものであればOKします。

この朗読動画は、非常にいいと思います。同じように、テキストで小説を朗読する、ありますよね。そういうものも、もっとできるんじゃないかなと思います。いずれにしろ電子化のことは頭に入れつつ、進んでいかなきゃいけないわけですから、その取っ掛かりになるようなことを始められると、先行きのめどが付きやすいんじゃないかなというふうに思っております。

会長 この朗読動画って、児童書の朗読ですか。

委員 児童書です。絵本です。

副会長 すみません。よろしいでしょうか。ブックスタート事業をサービス再開の直後から提供しているのは、1自治体ということで、新宿区は実施してないようなんです。このブックスタートについて、本の費用は子ども家庭部から出てるんでしょうか。それと、保健所等の乳幼児健診のときを利用してお話しとか、いろいろあると思うんですが、ぜひこのコロナ禍であっても、何か密にならない方法のブックスタートというものをお考えいただきたい。電子化のすすむ時代になっても、対面での紙ベースの読み聞かせ、ちっちゃい赤ちゃん、乳幼児のときから本に親しむという機会は、親子の絆の一つともなるといいますので、ぜひお考えいただけたらと思います。いかがでしょうか。

こども図書館長 ブックスタート事業は今お話がありましたとおり、ゼロ歳児と3歳時、乳幼児検診の機会、これは悉皆調査ですので、ゼロ歳児については、保健センターで絵本をお渡しする。また、健診の待ち時間を使って、保健センターで読み聞かせをするということを行っております。3歳児については、図書館利用を促すということで、読み聞かせは保健センターで行っているんですが、本の受け渡しについては、対象者へ、いついつ保健センター受診日ですよ、というお便りを、年1回送るときに、引換券を入れて、その中には複数の本の名前が入ってますから、子ども図書館、中央図書館だけでなく、区立図書館で引き換え

を行っております。予算は区立図書館でっております。

本を差し上げることは図書館の休館中も、ずっと続けてまいりました。保健センターでも、続けております。ただ読み聞かせは、今どういうふうにしたらいいのかというのが、懸案事項でございます。

というのも、コロナになりまして、健診の流れが大きく変わりました。滞留をしないよう短い時間で、ゼロ歳児も3歳児も乳幼児健診を行う。場合によっては、必要な検診項目も短縮して行っているそうです。今までは健診の待ち時間でお話をしていたのですが、そもそも滞留をしないということで、それぞれ時間指定をして、健診が終わったらすぐ帰ってもらうというようなことになっています。

保健センターの待合室などが使えないかということなんですが、そちらはコロナに関する資材や他の業務で使っていて、場所がなかなか取れない状況です。地域センターと一緒に所は、もしかしたら使えるかもしれませんが、今、どこの保健センターも非常に混んでいるんです。4月から7月まで、乳幼児健診をお休みにしたものですから、今、人で溢れてる状態で、とても読み聞かせをするという状況にはないので、今後どうしたものかということ、保健センターと話し合っています。

ただ、乳幼児期にお話をするものの意義の大切さ、読み聞かせの仕方を書いたパンフレットを入れて、本はお渡しはしているところでございます。

副会長 先ほど動画についてお話がありましたよね。それで、こういう時期ですので、ブックスタートについて、動画で配信するというような形、読み聞かせを入れたりする形で、できないものなののでしょうか。いかがでしょうか、その辺りって。

こども図書館長 動画については幾つか図書館で作ったものがありまして、これからホームページにアップしていくところではあります。それは館の職員が作成したものなんですけども、読み聞かせのボランティアさんなどに作ってもらうというのは、なかなかハードルが高いところがあります。

おうちにお帰りになって、図書館のホームページから見てもらうということはできるんですが、健診の会場にも動画がいっぱいあって、歯ブラシの使い方とか、そういうような乳幼児健診に関する動画をプロジェクターでやってるので、なかなか図書館の読み聞かせを、動画配信することは難しい状況です。

これから乳幼児期の読み聞かせは、いかに大切なものなのか、どうやったら親子にふさわしくできるかというような、パネルやチラシを作ってお配りをする、そういうようなところを話し合っているところです。

会長 ありがとうございます。ブックスタートについては、今一部はできるけど、できない部分がかかなりまだあるというところで、全面作業ができないという、そういうことですね。

それについては、できるところからどんどんやっていただいて、早くこの事業正常になるように祈っております。

それから最近ブックスタートにブックスタートプラスという 1.5 歳児向けの、そういうサービスもできてきておりますので、そういうのも今後考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは他に。どうぞ。

区内学校職員 うちの学校でも絵本の読み聞かせをやっています。6年生が1年生に行うとき、近くに寄りなさいじゃなくて、普通の机、椅子に座ってやっているんですね。私も今、校長としてタブレット朝会というのをやっています、対面ではなく教室ごとで朝会を行っているんですけども、そこで『うどんのうーやん』という絵本を読み聞かせしました。非常に反響が良くて。頑張って練習したんですけども。

学校ホームページにアップする際に、今回、著作権について確認したところ、特にお支払いしたり、許諾を得なくても限定して公開であれば大丈夫ですよということで、保護者には ID、パスワードを付与して、その読み聞かせ動画については家庭限定で配信させてもらったんですね。なので、ブックスタートも同じように限定をすとか、必要だったら ID、パスワードを付与すとか。他にもまだ提供するには課題があるかもしれませんけれども。

ブックスタートが許諾を得る際に課題があるにしろ、読み聞かせはやはり大事なことでして子どもたちに伝えたり、保護者の方に見てもらうことを私は大切だと思っているので、図書館でも何とかできるように検討をすべきじゃないかなというふうに思っています。

会長 ありがとうございます。非常にいい試みがされているというところで、ぜひ区内の中で、いろいろ試みがありますので、やることのできるものがたくさんあるんじゃないかと思えますね。それでは時間になりましたので、次回について、事務局からお願いします。

事務局 それでは次回ですけれども、日程については3月を予定しております、調整付き次第、改めてご連絡させていただきます。資料は開催前にお送りさせていただきます。

冒頭で申し上げましたように、今回はハイブリッド会議ができるように、調整しています。その際は Zoomで行うことになると思うので、メールアドレスを以前教えていただいている方はそちらに、変更がある方などは、お申し出いただければ、そちらあてにお送りさせていただきますこととなります。

それと情報提供が1件ありまして、今まで校庭がそのままになっていましたが、暫定活用を始める予定です。

委員 外の校庭のこと？

事務局 はい。外です。12月15日から1月15日まで、ボランティアを募集して、そこか

らワークショップなどを重ねて活用方法を考えていこうという試みを、今始めたところで、進捗については、また随時ご報告していきたいと思っております。

会長 ありがとうございます。今日は2時間たっぷりと議論することができまして、いろいろな意見もありましたし、参考になる提案もあったと思いますので、そういうものを、ぜひ区立図書館のほうで検討して生かさせていただければと思います。

それでは本日はこれで終わります。皆さん、どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

(了)